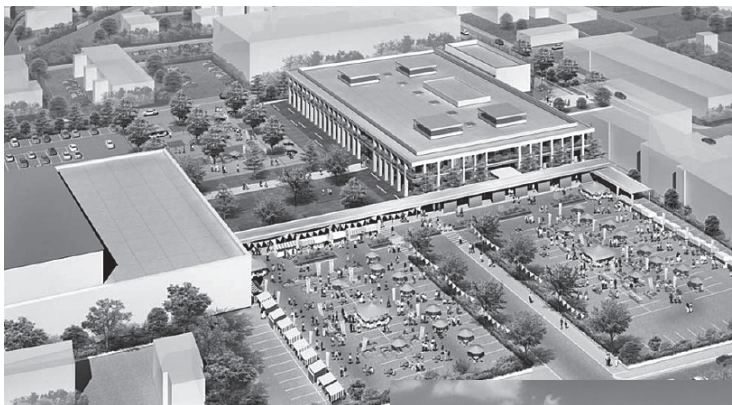


本計画は、「垂井町新庁舎基本構想」の基本理念に基づき、新庁舎建設の基本的な考え方、新庁舎に導入する機能、規模などをまとめ、今後の設計・工事を進めるにあたっての指針として策定を進めてきました。

このたび、「垂井町新庁舎基本計画（案）」を取りまとめましたので、町民のみなさんに、その概要をお知らせするとともに、ご意見を募集します。

今後は、みなさんから頂いたご意見を踏まえ、本計画で提示した導入すべき機能などについて、コストなどを勘案しながら基本設計・実施設計を進めていきます。



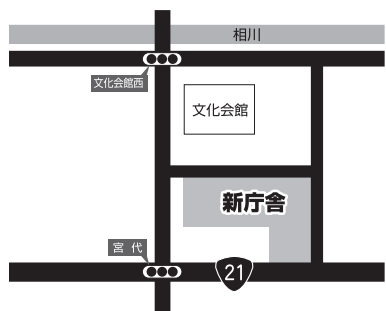
上：新庁舎のイメージ  
右：新庁舎として活用する建物



## 新庁舎の敷地概要

所在	垂井町宮代2957-11
敷地面積	約9,000㎡

新庁舎は、コンバージョン（用途変更）の手法により、既存建物（旧ショッピングプラザ・アミ）を活用します。



## 現在の庁舎の課題と新庁舎の必要性

現在の庁舎は昭和41年に建設され、竣工から既に50年以上経過しています。この間に起こった行政ニーズの多様化や、IT機器の導入に対応するために都度応急的な対応を行ってきましたが、下記の課題を有している状態が続き、サービスの低下を引き起こしています。



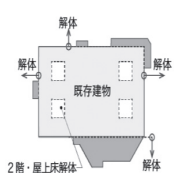
これらに対応するには、現在の庁舎の建物および敷地では難しいことから、**適切な敷地規模とアクセス性などが確保できる場所への移転建替を基本とします。**

## 既存建物の活用（コンバージョン方式）

既存建物を活用することで、新しいまちづくりの拠点として、町民が誇れるシンボルとなるよう、また、防災対策拠点として高い耐震安全性が求められることから、以下の方針とします。

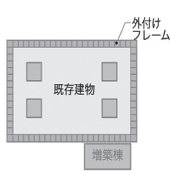
### ① 既存建物の減築

構造補強をしやすいように、既存建物を一部解体し、整形な平面にします。また、既存建物の内外壁をすべて撤去し、柱と梁のみの状態とします。



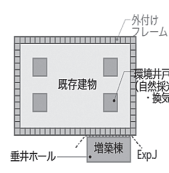
### ② 補強フレームによる耐震安全性の向上

既存建物の外周部に柱・梁の補強フレームを増設し、耐震安全性の向上を図ります。



### ③ 吹抜けの新設、増築建物の計画

吹抜けを設け、自然採光・自然換気を促進します。また、設備機器を既存建物上に設置することが構造上、難しいため、増築建物を計画します。



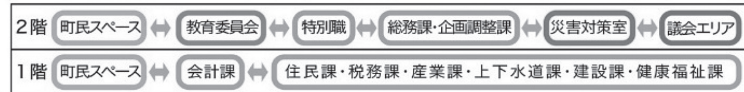
## 新庁舎の整備方針

既に策定している基本構想で示した新庁舎の基本方針とその基本的機能を基に、次のとおり整備方針をまとめ、具体的な施設整備を進めていきます。

基本構想における基本方針	基本計画における新庁舎の機能	具体的な新庁舎の機能
①町民が集う庁舎 【交流・生活支援拠点】	町民が集い、学び・交流・発表できるスペースや機能を設け、町民や各種団体などの多様な活動を支援する庁舎とします。	・講演会や町民活動の発表の場など、職員と町民が共用で利用できる垂井ホールを計画します。 ・町民のためのスペースは、吹抜けを介して賑わいや交流が生まれやすい空間とします。
②町民の安全を守る庁舎 【防災拠点】	日常的に町民が利用する施設として、安全かつ安心して利用できるよう防犯性に配慮した計画とします。また、防災対策拠点として機能する安全な建物とします。	・耐震安全性を確保し、地震に強い庁舎とします。 ・設備機器は安全性・省エネに配慮し、新しい機器に刷新します。 ・災害対策本部機能を導入します。
③すべての人にやさしい庁舎	ユニバーサルデザインにより、町民・職員のさまざまな意見・ニーズを踏まえた計画とし、年齢・性別・国籍などにかかわらず誰もが利用しやすい快適な庁舎とします。	・障がいがある方や高齢者の利用に配慮し、駐車スペースから庁舎内部へのスムーズな動線を確保します。 ・執務スペースは集約して計画することで、見通しが良く把握しやすい窓口計画とします。
④町民が誇りに思い愛される庁舎	新庁舎がまちづくりをリードし、地域の再生や町の活性化に寄与するためには、町民が誇りに思い愛される庁舎として計画する必要があります。	・既存建物を活かし、庁舎として再生するコンバージョン方式を採用することで、環境にやさしく、町民が誇れる庁舎とします。 ・町民の活動内容や町の情報を発信する場となる展示スペースを、1階のエントランスホールの近くに計画します。

## 新庁舎の構成

庁舎内の2層フロア構成は以下の機能構成とします。



## 新庁舎の規模

各諸室・機能の利用用途を鑑みて必要面積の割り当てを行い、減築後の既存建物と増築棟を合わせた床面積を算定しました。

なお、延べ床面積を含めた新庁舎の規模については、設計段階において詳細な検討を進めるなかで見直す可能性があります。

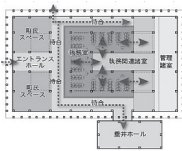
延べ床面積	7,150㎡程度
-------	----------

## 主要機能の計画

新庁舎の主要機能である執務室と議場については、求められる形式によってレイアウトが大きく異なるため、基本計画時に方針を確定すべく検討を行いました。

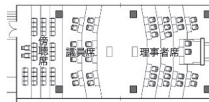
### 執務室

来庁者に対して課の配置がわかりやすいよう、中央集約型にて計画します。



### 議場

他の機能およびコストを考慮し、議場用途限定の仕様で計画し、席配置については、直列配置型にて計画します。



## 概算事業費

項目	金額(税込)
新庁舎建設工事費	約25億円
設計・監理費	約1.5億円

## 現在パブリックコメントを実施しています ご意見をお寄せください

垂井町新庁舎基本計画(案)の全文は、町ホームページのほか、総務課管財係、庁舎ロビー、中央公民館ロビー(情報公開コーナー)、各地区まちづくりセンター、タリピアセンター、文化会館でご覧になれます。

基本計画(案)に関するご意見は、4月17日(月)まで(必着)に、次の方法でお寄せください。

### 提出方法

意見書提出用紙(または任意様式)に住所、氏名、電話番号などの必要事項を記載し、持参または郵送、ファックス(22-5180)、電子メール(somu@town.tarui.lg.jp)によりご提出ください。

### 問合せ・提出先

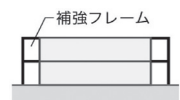
総務課管財係(内線296・216)  
郵送:〒503-2193 垂井町1532番地の1  
総務課管財係 宛

## 構造計画

庁舎は大地震時に防災拠点となるため、「庁舎自身の主要部材の損傷を最小限にとどめ、安全に継続利用できること」が求められます。「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に基づき、防災対策拠点として、**外付けフレームによる構造補強等**により、**耐震安全性Ⅰ類(※)**を実現します。

※耐震安全性Ⅰ類とは

耐震安全性の目標として、大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全性に加えて機能確保が図られていることを目標とするもの。



## 事業スケジュール(案)

年度	事業
28~29	基本計画・基本設計
29	実施設計
30	工事
31	供用開始

## 財源の確保

新庁舎建設のための基金として、平成19年3月に「垂井町庁舎建設基金条例」を制定し、積み立てを行ってきました。加えて、今後は地方債や各種補助金の活用を検討し、財源を確保します。